

要 望 書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成24年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 関 谷 博
(下関市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員長 門 田 国 光
(串間市議会議長)

1 地方分権改革の推進について

昨年、地方六団体が早期成立を強く求めてきた「国と地方の協議の場に関する法律」及び義務付け・枠付けの見直しや都道府県から市への権限移譲を定める2次にわたる一括法が成立し、さらに第3次一括法案も先の通常国会に提出されたところである。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から市への権限移譲はいまだ不十分であり、地方分権改革推進委員会の勧告に沿った更なる見直しが必要である。

一方、国の出先機関改革については、11月15日に開催された地域主権戦略会議において、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が了承され、同日、閣議決定されたところである。

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲及びその受け皿となる特定広域連合等については、東日本大震災等の経験に鑑み、広域かつ機動的な危機管理体制の在り方をはじめとして、基礎自治体の意見を踏まえたより慎重な検討が行われるべきである。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から市への権限移譲

第3次一括法案を早期に成立させるとともに、これまでに実現した事項にとどまることなく、更なる義務付け・枠付けの見直しと都道府県から市への権限移譲を行うこと。

2. 国の出先機関改革

国の出先機関改革については、拙速に進めることなく、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の特性・実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえること。

3. 国と地方の協議の場の実効性ある運営

地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、十分な検討期間の確保、国と地方の協議の場における分科会の活用など実効性のある運営を行うこと。

2 地方議会の権能強化等について

本会をはじめ議会三団体が強く求めていた長による臨時会招集に関する不適切な運用の是正、専決処分制度の改善、委員会制度に関する条例事項の拡大などを盛り込んだ地方自治法改正法が、去る8月29日に成立したところである。

しかしながら、地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、今回の改正にとどまらず、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できる「強い議会」の構築が不可欠であり、議会活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 更なる地方議会の権能強化

今回の地方自治法の改正にとどまらず、更なる地方議会の権能強化のため、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (4) 議長に議会費予算執行権を付与すること。
- (5) 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。

2. 地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化

地方議会議員選挙における住民と候補者の接点の拡大と政策本位の選挙の推進を図るため、公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めること。

3 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2. 消防防災通信ネットワークの充実強化

平成28年5月末までとされている消防救急無線のデ

デジタル方式への移行については、各種調査や無線システムの整備等に多額の費用を要することから、期限までに遅滞なく円滑に移行できるよう、財政支援措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル方式への移行に対しても、財政支援措置を充実強化すること。

3. 消防団の充実強化

地域に密着した消防団の体制強化に向け、安全対策も含めた装備の充実や更新、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、一層の財政支援措置の充実強化を図ること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動の充実強化を図ること。

4. 消防広域化事業に対する財政措置の充実

消防の広域化に当たっては、平成24年度末までを目途としている推進期限を延長するとともに、引き続き必要な財政措置を講じること。

4 過疎地域の自立促進について

東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限を平成33年3月末まで再延長する改正法が、先の通常国会で成立したところである。

しかしながら、過疎地域においては、依然として人口減少と少子・高齢化が顕著であり、生活・生産基盤の弱体化も進むなど極めて深刻な状況に直面しているため、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講じること。

2. 税制の抜本的改革等に当たって過疎地域への配慮

税制の抜本改革及び補助金の一括交付金化に当たっては、過疎地域の行財政運営等に十分配慮すること。

5 合併市町村に対する支援の拡充について

東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併特例債の発行期限を再延長する改正法が、先の通常国会で成立したところである。

しかしながら、各市町村は、合併後の行財政運営等において様々な問題を抱えており、更なる支援措置の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 合併市町村に対する財政措置の充実等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 合併市町村が安定した財政運営を行えるよう、合併算定替の期間の延長や合併市町村の実情に応じた交付税算定を行うこと。

2. 今後合併する市町村に対する支援

今後合併する市町村に対しても、十分な財政支援措置を講じること。

3. 合併が困難な市町村に対する支援

地理的な理由等により合併が困難な市町村に対しては、地方交付税等による財政支援措置の拡充強化を図ること。

6 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 基地交付金・調整交付金の増額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金については、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、増額すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

2. 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたことは評価されるものであるが、今後更に緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

3. 日米地位協定の抜本的な見直し

在日米軍基地から派生する事件・事故等、また基地に起因する環境問題から国民の生命・財産を守るため、日米地位協定については、不断の運用改善に努めつつ抜本的な見直しを行うこと。

7 治安対策の強化等について

我が国は世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰も当然に受け止めていた。

しかし、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑化、多様化している。

さらに、各地で無差別犯罪が続発し、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

- (3) 地方警察官の増員と人口密集地域や犯罪多発地域への重点配備を図るとともに、更なる交番、駐在所の整備を図ること。

2. 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に全力で取り組むこと。

8 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還の実現は日本国民の悲願である。

また、今後、日露両国が平和条約を締結して安定的な日露関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

しかしながら、近年、ロシア政府高官が相次いで北方領土を訪問するなど、ロシア側が強硬な姿勢を示しており、極めて深刻な事態となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、積極的な対露外交交渉を展開するとともに、より一層の国民世論・国際世論の喚起高揚を促すための啓発活動や北方四島在住民との相互交流・理解の増進、さらには返還要求運動の後継者育成等に取り組むこと。

2. 北方領土隣接地域の振興対策

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

9 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別表現の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。